

添付資料 12 既存施設における搬入・搬出等実績（参考）

※添付資料 12 については、募集要項に関する質疑を提出した事業者に提供します。

【添付資料】

- ・ 資 12－1 中継・中間処理施設搬入車両実績
- ・ 資 12－2 中継・中間処理施設処理・搬出実績
- ・ 資 12－3 中継・中間処理施設ごみピット戻し量実績
- ・ 資 12－4 令和 5 年度プラスチック製容器包装・ペットボトル 「搬入・出量」 実績
- ・ 資 12－5 資源ごみ売却実績
- ・ 資 12－6 沼津市最終処分場操業記録
- ・ 資 12－7 粗大ごみ焼却処理状況年間集計表
- ・ 資 12－8 木類破碎ごみ年間集計表
- ・ 資 12－9 戸別収集ごみ年間集計表
- ・ 資 12－10 社会科見学集計表
- ・ 資 12－11 缶・ペットボトルの中間処置施設への搬入実績

【添付資料に関する説明】

○中継・中間処理施設搬入車両実績 《資 12-1》

本市の中継中間処理施設での搬入実績です。期間は 2021 年度（令和 3 年度）から 2022 年度（令和 4 年度）の 2 年間となります。なお、中継中間処理施設は、令和 4 年度内で運転を停止し、令和 5 年度に代替処理体制へ移行して解体撤去しております。補足説明すると、プラスチック製容器包装は令和 5 年 2 月より搬入停止、ペットボトルは令和 5 年 3 月より搬入停止（例外搬入除く）しています。

中継中間処理施設にはプラスチック製容器包装、ペットボトル、廃蛍光管の三種のごみが搬入されています。このうち、プラスチック製容器包装は外部の民間施設で処理委託を開始するものとし、ペットボトルと廃蛍光管を新中間処理施設での処理対象物とします。

○中継・中間処理施設処理・搬出実績 《資 12-2》

本市の中継中間処理施設での処理及び搬出実績です。期間は 2021 年度（令和 3 年度）から 2022 年度（令和 4 年度）の 2 年間となります。

ペットボトルの列のうち、「処理個数」とは整形したベールの個数、「搬出個数」は搬出したベールの個数、搬出量はベール搬出重量となります。

廃蛍光管の列のうち、「搬出量」とあるのは自己搬入の際に清掃プラントへ持ち込まれた蛍光管の量を示しており、1～2週間に1回程度、清掃プラントから、蛍光管破碎処理装置のある中継・中間処理施設へ搬入していました。また、「搬出個数」は破碎した蛍光管を保管するドラム缶を搬出した個数となり、1缶約100kg程度となります。

プラスチック製容器包装の列の説明は割愛します。

○中継・中間処理施設ピット戻し量実績 《資 12-3》

本市の中継中間処理施設でプラスチック製容器包装とペットボトルを選別した際に回収された異物（廃棄プラスチックや不良ペットボトル等）の発生量実績となります。期間は2021年度（令和3年度）から2022年度（令和4年度）の2年間となります。

いずれも新中間処理施設での処理対象物となりますので参考としてください。

○令和5年度プラスチック製容器包装・ペットボトル「搬入・出量」実績 《資 12-4》

プラスチック製容器包装とペットボトルの外部処理施設への搬入量、外部処理施設からのプラスチック製容器包装の搬出量実績となります。期間は2023年（令和5年）4月から12月までとなります。

○資源ごみ売却実績 《資 12-5》

本市で収集した資源ごみを中間処理した後の資源物売却実績になります。期間は令和元年度から令和5年12月までの4か年9か月です。

以下に主要な区分のうち、特に説明が必要と思われる項目について解説します。

・空缶

本市の資源ごみ中間処理場に搬入された「缶類」を選別・金属圧縮したスチール缶とアルミ缶の売却実績となります。なお、資源ごみ中間処理場は令和2年度末で稼働を停止したため、令和3年度から代替処理を開始しています。

・鉄原料、非鉄金属

市民が排出した「金属類」を本市職員が手ばらしで解体・選別した金属類を売却した実績となります。

・小型家電

市民が排出した「金属類」のうち、金属製の小型家電（オーブントースター等の金属主体の家電製品、石油ストーブ、ガスコンロ等）を清掃プラントの破碎機で破碎処理したチップを売却した実績となります。

なお、「熱源利用プラスチック類（埋立ごみ③類）」に含まれる家電製品は、プラスチックを材料とする製品を対象としており、これとは異なる点に留意してください。

○沼津市最終処分場操業記録 《資 12-6》

本市の最終処分場の操業記録です。2021 年度（令和 3 年度）から 2023 年（令和 5 年）12 月までの 2 年 9 か月間となります。

資料のうち参照して頂きたい項目は搬入受付量となります。以下に解説します。

・埋立①他

現行の分別ルールでの「せとのも・ガラス類（①類）」の日別搬入量となります。当該ごみは、新中間処理施設での「せのもと・ガラス類」に相当するものと考えてください。

当該ごみは、最終処分場敷地内に立地する「埋立ごみ再生処理施設」にて破砕・選別され、鉄類は資源化、可燃物については清掃プラントへ搬出し、不燃物については外部の民間施設へ搬出しています。

・埋立③

現行の分別ルールでの「熱源利用プラスチックごみ（③類）」の日別搬入量となります。ただし、ごみステーションに排出・集積されたものから「家電製品」に相当するものを取り除いた状態での搬入となっています。当該ごみは、新中間処理施設での「その他プラスチック資源ごみ」に相当するものと考えてください。

○粗大ごみ焼却処理状況年間集計表 《資 12-7》

焼却粗大ごみ搬入量の集計表です。2017 年度（平成 29 年度）から 2023 年（令和 5 年）12 月までの 6 年 9 か月間となります。破砕機で破砕処理することなく清掃プラントのごみピットへ投入して焼却処理を実施しています。

本市の分別区分での「焼却粗大ごみ」（埋立ごみ②類）として収集された搬入量となりますが、木類破砕ごみの量は外数となります。

○木類破砕ごみ年間集計表 《資 12-8》

焼却粗大ごみ搬入量の集計表です。2017 年度（平成 29 年度）から 2023 年（令和 5 年）12 月までの 6 年 9 か月間となります。

本市の分別区分での「焼却粗大ごみ」（埋立ごみ②類）として収集されたごみのうち、破砕機で破砕処理した後に清掃プラントのごみピットへ投入して焼却処理を実施しています。

○戸別収集ごみ年間集計表 《資 12-9》

戸別収集ごみの集計表です。年度ごとの集計表については、2002年度（平成14年度）から2023年（令和5年）1月までの21年10か月間となります。加えて、月ごとの集計表は2019年度（令和元年度）から2023年度（令和5年度）までの5年間となります。

戸別収集では、タンスなどの家具類の他に、家電製品、ガラステーブル、ソファ、スプリング入りマットレス等、様々な品目を対象に回収を行っており、1台の車両（平ボディ）に、上記品目を混載した上で施設内に運び込んでいます。

本件施設での対応としては、戸別収集されたものについては、プラットフォーム等で荷下ろしした後、品目に応じて、手ばらしや重機等による解体作業を行った上で、ごみ焼却施設又はリサイクル施設にて適切に処理を行う必要があります。なお、戸別収集した品目の荷下ろし作業については、例外的に事業者の業務所掌としていただくものとします。スプリング入りマットレスやソファが相当数含まれており、これらについては手ばらしや重機等により解体した上で処理を行う必要があります。

○社会科見学集計表 《資 12-10》

清掃プラントにおける本市内小学校4年生による社会科見学での来場者の集計表です。2022年度（令和4年度）から2023年（令和5年）までの2年間となります。

本市の全小学校の4年生が社会科見学の一環として、毎年見学しています。なお、本件施設での見学者・外来者の年間来場予定数は、現時点で約2,000人程度を見込んでいますが、これらは小学生や市民団体等による施設見学を想定した来場者数であり、余熱利用施設から無予約で来場される方々は含んでいません。

○缶・ペットボトルの中間処理施設への搬入実績 《資 12-11》

本市の中継中間処理施設での搬入実績です。期間は2019年度（令和元年度）から2023年（令和5年度）3月途中までの約5年間となります。

本資料に示す搬入実績は、缶及びペットボトルそれぞれの指定回収袋に収納されて搬入された個数の実績です。原則、指定回収袋の状態での保管・貯留することとなっていますので、日最大搬入量（個数）については本資料を参考に計画してください。